

青森県報

第四千三百三十二号

平成二十九年
八月二日
(水曜日)

目次

告 示

- 平成二十七年青森県商品流通調査の実施……………(統計分析課) ……一
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の指
定の取消し……………(保健衛生課) ……一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律による指定一般相談支援事業者の一般相談支援事業の
廃止の届出……………(障害福祉課) ……二

公 告

- 採石業務管理者試験の施行……………(河川砂防課) ……二
 - 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(会計管理課) ……三
- 出先機関

- 土地改良区の定款変更の認可……………(三八地域
県民局) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 道路の位置の指定……………(西北地域
県民局) ……四
- 右 同……………(上北地域
県民局) ……四

雑 報

- 平成二十八年度青森県新産業都市建設事業団特定事業以外
の事業の決算の要領及び平成二十九年青森県新産業都市
建設事業団一般管理会計補正予算(第一号)ほか一件の要
領……………(新産業都市
建設事業団) ……四

告 示

青森県告示第五百六十九号

平成二十七年青森県商品流通調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例(平成二十一年三月青森県条例第十二号)第三条の規定により告示する。

平成二十九年八月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 調査の目的

本調査は、都道府県間における商品流通状況を把握し、平成二十七年青森県産業連関表を作成するための基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査対象の範囲

県内の製造業に係る事業所

三 報告を求める事項及びその基準となる期間

平成二十七年(暦年)の年間実績について、製造品の自工場生産額、自工場消費額、輸出入出荷額、国内向出荷額、国内向出荷額の消費地別構成比及び業種別構成比に係る事項の報告を求める。

四 報告を求める者

生産品目別に出荷額の大きい順に抽出した五百九十六事業所

五 報告を求めるために用いる方法

調査票を直接対象事業所に郵送し、自計申告された調査票を回収する郵送自計方式とする。

六 報告を求める期間

調査は、平成二十九年九月一日から同月三十日までの間に行う。

青森県告示第五百七十号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第百二十一号)第二十条第四項の規定により、次の指定医についてその指定を取り消した

ので、同令第二十一条第三号の規定により公表する。

平成二十九年八月二日

青森県知事 三 村 申 吾

区指定医の 分	氏 名	名 称	所 在 地	担 当 診 療 科 名	指 定 取 消 日
医 難 病 指 定	鳴 海 誠	鳴 海 病 院	弘 前 市 大 字 品 川 町 一 九	内 科、消 化 器 内 科	平 成 二 九 年 七 月 二 四 日
医 難 病 指 定	川 崎 仁 司	青 森 市 民 病 院	青 森 市 勝 田 一 丁 目 一 四 の 二 〇	外 科	〃
医 難 病 指 定	古 谷 啓 人	青 森 市 民 病 院	青 森 市 勝 田 一 丁 目 一 四 の 二 〇	循 環 器 ・ 呼 吸 器 内 科	〃
医 難 病 指 定	松 下 希	八 戸 赤 十 字 病 院	八 戸 市 大 字 田 面 木 字 中 明 戸 二	泌 尿 器 科	〃
医 難 病 指 定	成 島 陽 一	十 和 田 市 立 中 央 病 院	十 和 田 市 西 十 二 番 町 一 四 の 八	外 科	〃

青森県告示第五百七十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の二十五第二項の規定により、次の指定一般相談支援事業者から一般相談支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条の三十第一項第二号の規定により公示する。

平成二十九年八月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	地域相談支援の種類	名 称	所 在 地	廃止年月日
指定一般相談支援事業			一般相談支援事業を行う事業		

社会福祉法人北心会	十和田市西二十一番町六の一四	地域移行支援	指定相談支援事業所「みほえ」	十和田市西二十一番町二の二一	平成二九年七月三十一日
社会福祉法人北心会	十和田市西二十一番町六の一四	地域定着支援	指定相談支援事業所「みほえ」	十和田市西二十一番町二の二一	〃

公 告

採石業務管理者試験の施行

平成二十九年年度採石業務管理者試験を次のとおり施行するので、採石法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六号）第八条の七の規定により公告する。

平成二十九年八月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

- 1 期日等 平成二十九年十月十三日（金）午前十時から正午まで
- 2 場 所 青森市安方一丁目一の四〇 青森県観光物産館アスパム 五階 会議室「白鳥」

二 試験科目等

試験は、次に掲げる科目について筆記により行う。

- 1 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
- 2 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

三 受験願書の受付期間

平成二十九年八月二十八日（月）から同年九月八日（金）まで（郵送の場合は、九月八日付けの消印のあるものまでを有効とし、直接持参する場合は、前記期間（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から正午及び午後一時から午後五時までに提出すること。）

四 受験願書の提出先

青森市長島一丁目の一

青森県土整備部河川砂防課

五 提出書類

1 受験願書 一通

2 写真 一枚(写真の大きさは手札形で、受験願書提出前六月以内に撮影した正面上半身像とし、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)

六 受験手数料

八千円(青森県収入証紙により、受験願書の提出時に貼付して納入する。消印しはならない。)

七 その他

受験願書の用紙は、青森県土整備部河川砂防課及び各地域県民局地域整備部で配布する。

郵送を希望する場合は、八十二円分の切手を貼り付け、かつ返送先を明記した返信用封筒を同封した封筒を、青森県土整備部河川砂防課に送付すること。

出願者には、青森県土整備部河川砂防課から受験票を送付する。

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年八月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

地震体験装置 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十九年七月十一日

五 落札者の名称及び住所

飛鳥特装株式会社

神奈川県相模原市緑区長竹二九五の一

六 契約金額

三千二十四万円

七 落札者を決定した手続

入札参加資格審査において、購入物品に要求する性能等が満たされると判断された製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十九年五月三十一日

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、田子町土地改良区の定款の変更を平成二十九年七月十九日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十九年八月二日

三八地域県民局長 津 島 正 春

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、市川土地改良区の定款の変更を平成二十九年七月十九日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十九年八月二日

三八地域県民局長 津 島 正 春

西北地域県民局告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、西北地域県民局地域整備部及び五所川原市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年八月二日

西北地域県民局長 山本 馨

位 置	延 長	幅 員	指 定 年月日
五所川原市大字新宮字岡田 一〇七の一	八七・〇四メートル	六・〇五メートル	平成 二九・七・二〇

上北地域県民局告示第五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年八月二日

上北地域県民局長 櫻庭 憲司

位 置	延 長	幅 員	指 定 年月日
十和田市東十五番町一二六 の二	五九・二五メートル	六・〇〇メートル	平成 二九・七・二八

雑 報

青森県事業団公告第七号

平成二十九年七月青森県新産業都市建設事業団理事会第二百十五回定例会の議を経た平成二十八年年度青森県新産業都市建設事業団特定事業以外の事業の決算の要領及び平成二十九年年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補正予算（第一号）ほか一件の要領を地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十五号）附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百十二条第一項及び第三百九条第三項の規定により次のとおり公表する。

平成二十九年八月二日

青森県新産業都市建設事業団

理事長 三 村 申 吾

平成28年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計歳入歳出決算書

歳入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 分担金及び金	1 負担金	6,864,000 円	6,864,000 円	6,864,000 円	0 円	0 円	0 円
		6,864,000	6,864,000	6,864,000	0	0	0
2 繰越金	1 繰越金	25,593,000	25,593,514	25,593,514	0	0	514
		25,593,000	25,593,514	25,593,514	0	0	514
3 諸収入	1 預金利子	2,000	3,254	3,254	0	0	1,254
		0	514	514	0	0	514
		2 雑収入	2,000	2,740	2,740	0	0
歳入	合計	32,459,000	32,460,768	32,460,768	0	0	1,768

歳出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 事業団費	1 事業団運営費	32,459,000 円	5,266,815 円	0 円	27,192,185 円	27,192,185 円
		32,459,000	5,266,815	0	27,192,185	27,192,185
歳出	合計	32,459,000	5,266,815	0	27,192,185	27,192,185

歳入歳出差引残額 27,193,953円

平成28年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計歳入歳出決算書

歳入	款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 事業収入	1 臨海収入		217,055,000 円	217,055,982 円	217,055,982 円	0 円	0 円	982 円
		1 臨海収入	216,173,000	216,173,588	216,173,588	0	0	588
		2 市川収入	882,000	882,394	882,394	0	0	394
歳入	合計		217,055,000	217,055,982	217,055,982	0	0	982

歳出	款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 事業支出	1 臨海事業費		217,055,000 円	216,933,000 円	0 円	122,000 円	122,000 円
		1 臨海事業費	216,173,000	216,053,000	0	120,000	120,000
		2 市川事業費	882,000	880,000	0	2,000	2,000
歳出	合計		217,055,000	216,933,000	0	122,000	122,000

歳入歳出差引残額 122,982 円

平成29年度青森県新産業都市建設事業団
一般管理会計補正予算（第1号）

平成29年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27,192千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,943千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		千円 1	千円 27,192	千円 27,193
	1 繰越金	1	27,192	27,193
歳入合計		6,751	27,192	33,943

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業団費		千円 6,751	千円 27,192	千円 33,943
	1 事業団運営費	6,751	27,192	33,943
歳出合計		6,751	27,192	33,943

平成29年度青森県新産業都市建設事業団
一般事業会計補正予算（第1号）

平成29年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ217,058千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		千円 216,938	千円 120	千円 217,058
	1 臨海収入	216,056	119	216,175
	2 市川収入	882	1	883
歳入合計		216,938	120	217,058

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業支出		千円 216,938	千円 120	千円 217,058
	1 臨海事業費	216,056	119	216,175
	2 市川事業費	882	1	883
歳出合計		216,938	120	217,058

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭